

令和元年度意見第8号
令和元年10月9日

国家公安委員会 宛

革新的事業活動評価委員会委員長
安念 潤司

新技術等実証に関する計画に対する意見について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により令和元年10月2日付で、株式会社m o b b y r i d e 代表取締役 日向 諒より提出された新技術等実証に関する計画に対する国家公安委員会の見解（令和元年10月8日 国交委交発第45号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

国家公安委員会から提出された見解は、法第11条第4項の規定に照らし、適当である。

(以上)

令和元年度意見第9号
令和元年10月9日

経済産業大臣

菅原 一秀 殿

革新的事業活動評価委員会委員長

安念 潤司

新技術等実証に関する計画に対する意見について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により令和元年10月2日付で、株式会社m o b b y r i d e 代表取締役 日向 諒より提出された新技術等実証に関する計画に対する経済産業大臣の見解（令和元年10月4日 20191002製第16号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

経済産業大臣から提出された見解は、法第11条第4項の規定に照らし、適当である。

(以上)

令和元年度意見第10号
令和元年10月9日

国土交通大臣
赤羽 一嘉 殿

革新的事業活動評価委員会委員長
安念 潤司

新技術等実証に関する計画に対する意見について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により令和元年10月2日付で、株式会社m o b b y r i d e 代表取締役 日向 諒より提出された新技術等実証に関する計画に対する国土交通大臣の見解（令和元年10月9日 国自技第93号の2）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

国土交通大臣から提出された見解は、法第11条第4項の規定に照らし、適当である。

(以上)